| | | |
|---|---|---|
| 法第二十九条第一項第一号 | 退職金共済契約が現に退職金共済契約 | 当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の退職金共済契約が現に最初の退職金共済契約 |

第四十条第二項の表法第三十条第二項第二号イの項及び法第三十条第四項の項中「当該受入れをした日の属する月の翌月から」を削り、同項の表法第三十条第四項の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 法第三十一条の二第三項第一号及び第七項 | 当該被共済者が退職した日の属する月までの期間 | 当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間 |
| 令第十五条第三項 | 、退職金共済契約 | 、当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、最初の退職金共済契約 |
| | 現に退職金共済契約 | 当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないもののうち、現に最初の退職金共済契約 |
| 令第十五条第五項 | 当該被共済者が退職した日の属する月までの期間 | 当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間 |

第五十三条中「すべての者」を「全ての者（法第三十一条の二第一項の規定による申出に係る共済契約の被共済者を除く。）」に改める。

第六十二条及び第六十六条中「二年」を「三年」に改める。

第二章第五節中第六十九条の次に次の七条を加える。

（法第三十一条の二第一項の退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの）

**第六十九条の二**　法第三十一条の二第一項（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次条、第六十九条の四、第六十九条の五（同条第二項を除く。）及び第六十九条の八（同条第一項第一号を除く。）において同じ。）の退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるものは、特定退職金共済団体（所得税法施行令第七十三条第一項に規定する特定退職金共済団体をいう。次条において同じ。）であつた団体とする。

（法第三十一条の二第一項の厚生労働省令で定める事項等）

**第六十九条の三**　法第三十一条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、事業主が同項の申出をした場合において、廃止団体が、退職金共済に関する契約に基づき当該廃止団体に納付された掛金の総額及び掛金に相当するものとして政令で定める金額並びにこれらの運用による利益の額の範囲内の金額（以下この条、次条及び第六十九条の五において「引渡金額」という。）の総額を一括して、機構に引き渡すこととする。

2　特定退職金共済団体が、法第三十一条の二第一項の引渡金額を引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約（次項及び次条において「引渡契約」という。）を締結しようとするときは、次の各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。

一　退職金共済事業の廃止に関する意思の決定を証する書類

二　所得税法施行令第七十四条第三項の承認（当該特定退職金共済団体が平成二十八年四月一日前に同項の承認を受けた場合にあつては、同令第七十三条第一項第九号に係る変更についての同令第七十四条第五項の承認）を受けたことを証する書類

三　所得税法施行令第七十四条第一項に規定する退職金共済規程の写し

3　引渡契約を締結した特定退職金共済団体が所得税法施行令第七十五条第三項の届出書を税務署長に提出したときは、遅滞なく、その写しを機構に提出しなければならない。

4　廃止団体は、第一項の引渡しについては、引渡金額の総額を機構が指定する預金口座へ振り込むことにより行うものとし、当該引渡しは、機構が当該預金口座を指定した日から起算して六十日以内に行わなければならない。

（法第三十一条の二第一項の申出）

**第六十九条の四**　法第三十一条の二第一項の申出は、引渡契約の効力が生じた日から起算して一年を経過した日の属する月の翌月の初日（その月が所得税法施行令第七十五条第三項の届出書に記載した年月日の属する月以後である場合にあつては、当該年月日の属する月の初日。第五号において「引渡申出日」という。）に、次の各号（当該申出が法第三十一条の二第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出である場合にあつては、第三号から第五号までを除き、第二号の従業員が法第四条第二項の短時間労働被共済者（次項において単に「短時間労働被共済者」という。）となる場合又は第四号の掛金月額が五千円以上となる場合にあつては、第五号を除く。）に掲げる事項を記載した引渡申出書を機構に提出してしなければならない。

一　事業主の氏名又は名称及び住所

二　事業主の雇用する従業員（引渡金額の引渡しを希望する者に限る。以下この条において同じ。）の氏名

三　共済契約の効力が生じる日

四　前号の日における掛金月額

五　引渡申出日の前日の属する月における退職金共済に関する契約に係る掛金の月額

六　廃止団体の名称

七　廃止団体に納付された掛金の総額及び掛金に相当するものとして政令で定める金額並びにこれらの運用による利益の額の合計額

八　引渡金額及びその総額

九　従業員ごとの退職金共済に関する契約が締結された年月日及び当該退職金共済に関する契約の被共済者であつた期間の月数

十　その他申出に関し必要な事項

2　前項の引渡申出書には、次に掲げる書類（当該申出が法第三十一条の二第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出である場合、前項第二号の従業員が短時間労働被共済者となる場合又は同項第四号の掛金月額が五千円以上となる場合にあつては、第三号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

一　廃止団体との間で退職金共済に関する契約を締結していたことを証する書類

二　前項第二号の従業員が、引渡金額の引渡しを希望することを証する書類

三　前項第五号の掛金の月額を証する書類

四　前項第七号の合計額を証する書類

五　前項第九号の年月日及び月数を証する書類

（共済契約の申込みに関する特例等）

**第六十九条の五**　法第三十一条の二第一項の規定により引渡金額を機構に引き渡すことを希望する被共済者に係る共済契約の申込みは、第四条第一項の規定にかかわらず、同項の退職金共済契約申込書を機構に提出して行うものとする。

2　前項の申込みは、法第三十一条の二第一項の申出と同時に行うものとする。